

議案第69号

さいたま市南下新井污水处理施設条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市南下新井污水处理施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市南下新井污水处理施設条例の一部を改正する条例

さいたま市南下新井污水处理施設条例（平成17年さいたま市条例第131号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(使用の態様の変更の届出)</p> <p><u>第12条の2</u> 利用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があつたとき<u>その他規則で定める使用の態様の変更があつたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(罰則)</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 第6条第1項若しくは第18条の規定による申請書若しくは書類、第6条第2項本文、<u>第10条若しくは第12条の2の規定による届出書又は第15条の規定による資料に不実の記載のあるものを提出した者</u></p>	<p style="text-align: center;">(罰則)</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 第6条第1項若しくは第18条の規定による申請書若しくは書類、第6条第2項本文若しくは<u>第10条の規定による届出書又は第15条の規定による資料に不実の記載のあるものを提出した者</u></p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第20条の改正は、同年7月1日から施行する。